

他道府県登録者が東京都に研修受講地変更を行う際の受入要件

研修名	研修の主な受講要件	他道府県登録者受講地変更受け入れ要件 (いずれかに該当すること)
実務研修	介護支援専門員実務研修受講試験に合格している	・ 東京都在住 (転居予定を含む※1) ・ 東京都内の事業所に勤務している (勤務予定を含む※2) (受験時の基礎資格の職種として勤務)
更新研修 (実務未経験者)	現在の介護支援専門員証有効期間内に実務についていない	・ 東京都在住 (転居予定を含む※1)
更新研修 (実務経験者 88 時間)	・ 初回更新または、前回の更新が実務未経験者向け研修を受講。 ・ 介護支援専門員として実務についていることがあり、かつ、現任研修の要件に該当しない	・ 東京都在住 (転居予定を含む※1) で有効期間内に介護支援専門員として勤務した経験がある ・ 東京都で介護支援専門員として勤務している (勤務予定を含む※2) が、専門Ⅰの要件を満たさない
更新研修 (実務経験者 32 時間)	・ 前回の更新時に実務経験者向け研修を受けて更新し、かつ現在の有効期間内に実務についていることがある ・ 専門Ⅰを修了し、専門Ⅱの受講要件を満たさない	・ 東京都在住 (転居予定を含む※1) で有効期間内に介護支援専門員として勤務した経験がある ・ 東京都で介護支援専門員として勤務している (勤務予定を含む※2) が、専門Ⅱの要件を満たさない
専門研修Ⅰ (現任研修)	介護支援専門員として半年以上実務経験があり、現に介護支援専門員として勤務	・ 東京都在住 (転居予定を含む※1) ・ 東京都内の事業所勤務 (勤務予定を含む※3) の介護支援専門員
専門研修Ⅱ (現任研修)	介護支援専門員として3年以上実務経験があり、現に介護支援専門員として勤務	・ 東京都在住 (転居予定を含む※1) ・ 東京都内の事業所勤務 (勤務予定を含む※3) の介護支援専門員
主任介護支援専門員研修	東京都で介護支援専門員として勤務し、区市町村の推薦を受けている	・ 東京都主任介護支援専門員研修の受講決定を受けている ※受講地変更手続きは受講決定後に行う
主任介護支援専門員更新研修	東京都内の事業所に勤務し、区市町村の推薦を受けている	・ 東京都主任介護支援専門員更新研修の受講決定を受けている ※受講地変更手続きは受講決定後に行う
再研修	・ 介護支援専門員証の有効期間が切れている ・ 研修終了日までに介護支援専門員証の有効期間が切れる ・ 介護支援専門員登録後、証の交付を受けず5年を経過している	・ 東京都在住 (転居予定を含む※1) ・ 東京都勤務 (勤務予定を含む※2) の介護支援専門員で更新に必要な研修を未受講

(注意事項)

- ・ 受講地変更の受付は、受講予定研修の募集開始の1か月前より行います。
- ・ 実務経験とは、介護支援専門員としてケアプランを作成していることを言います。
(地域包括支援センター勤務で、社会福祉士・保健師配置で予防プランを作成している場合を含む)
- ・ 東京都では、現任の介護支援専門員は専門研修を優先して受講する取扱いとしております。
- ・ 受講決定は東京都登録の方が優先になるため、定員超過の場合受講ができないことがあります

※1：転居予定の場合は住所が確定していることが必要です。また、後日住民票の提出が必要です。

※2：勤務予定の場合は配属予定の記載された勤務先の証明が必要です。

※3：更新研修で、勤務予定で受入可能な場合は、研修募集開始日当月1日現在に都内で勤務予定であり、かつ受講地変更の手続きを当月1日より前に行う必要がある場合に限ります。

その他受講地変更の受入要件に関して個別に確認を行いたい場合は、東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課ケアマネジメント支援担当にお問合せください